

東京都新宿区都市計画審議会議事録

（平成十八年十二月十四日）

第一三〇回新宿区都市計画審議会
開催年月日・平成十八年十二月十四日

出席した委員

戸沼幸市、石川幹子、喜多崇介、大崎秀夫、千歳壽一、中川義英、野宮利雄、新津隆次、岡川榮司、泉晃子、丸田頼一、とよしま正雄、沢田あゆみ、おぐら利彦、久保合介、かわの達男、
松木義人（代理：加藤交通課長）、高田茂（代理：岡防災係長）、
近藤恵美子、金山さか江、

欠席した委員
なし

議事日程

日程第一

議案第二百三十七号 新宿区都市マスタープランの改定について

日程第二

報告案件一 東京都計画公園の変更について

報告案件二 新宿六丁目西北地区のまちづくりについて

議事のでんまつ

午前十時五分開会

戸沼会長 ただいまから第一三〇回の東京都新宿区都市計画
審議会を開催いたします。

本日の出欠の状況ですが、金山委員、久保委員が少し遅れる
ということがございますので、よろしく願います。

それから、新宿警察署長の松木委員が公務のため欠席なので、
代理で加藤交通課長にお願いしております。

また、消防署長の高田委員も公務のため欠席ということで、
代理として岡防災係長に出席をお願いしておりますので、どう
ぞよろしく願います。

それから、本日の議事録の署名ですけれども、喜多委員にお
願いしたいと思います。よろしく願います。

それでは、きょうの日程と資料について、事務局から説明し
てください。

内藤都市計画主査 事務局です。本日の日程と配布資料の確
認をさせていただきます。

初めに、本日の日程でございます。

資料の一番上にありますA四、一枚の議事日程表をざらんく
ださい。

本日は、日程第一の審議案件として、議案第二三七号の一件、
日程第二の報告案件として二件を予定してございます。

次に、配布資料の確認をお願いいたします。まず、審議案件
の資料といたしました。資料一 一の「基本構想 基本計画・
都市マスタープラン骨子案」の（案）でございます。これは事
前にお送りいたしましたものに、その後の字句の修正、それか
ら基本構想審議会等の議論を踏まえて修正をさせていただいた
ものでございます。

その次にA四、一枚で右上に「参考資料」と書いてございま
す。「平成十七年度及び十八年度区立住宅入居者公募応募状

況」というA四、一枚でございます。

なお、審議案件の資料といたしまして、資料一 二の図面の抜粋でございますが、これにつきましては十二月八日付で事前に送らせていただきました変更はございません。本日お持ちでしょうか。もしお持ちでなければ、事務局の方にございますので、連絡をお願いしたいと思います。

次に報告案件の資料でございますが、東京都市計画公園の変更に関する資料といたしまして、資料二 一から二 三まで一括してクリップ止め、A三で資料がございます。

その次に新宿六丁目西北地区のまちづくりに関する資料といたしまして、資料三としてA三、一枚及び参考資料として「街区再編まちづくり制度」が用意されております。

また、参考として第一二八回の審議会議事録を机上に配布させていただきます。

おそろいでしょうか。不足している資料がありましたら、事務局までお願いします。以上です。

戸沼会長 よろしいですか。

それでは、本日の議事に入らせていただきますが、事務局で議案を朗読してください。

日程第一

議案第二三七号 新宿区都市マスタープランの改定について

内藤都市計画主査 それでは、議案を朗読させていただきます。

日程第一、審議案件、議案第二三七号「新宿区都市マスター

プランの改定について」でございます。

戸沼会長 今回の審議の前に前回、区立住宅の入居者の応募について質問ございましたが、持ち越しになっておりましたので、今日は住宅課長もみえておりますので、まずその説明をお願いしたいと思います。

小山住宅課長 お手元にお配りしてあります参考資料をらんくください。平成十七年度及び平成十八年度区立住宅入居者公募応募状況でございます。

新規の建設がございませんので、すべて空き家募集ということになっております。平成十七年五月の区営住宅につきましては、小計としまして平均倍率が七三・四となっております。区民住宅につきましては六・八倍でございます。

次の段の平成十七年十一月区営住宅と都営住宅の地元割当の倍率でございます。区営住宅につきましては、平均倍率が小計の最後のところですが、九三・四倍となっております。それから、都営の地元割当につきましては二一四・五倍となっております。

次に平成十八年五月の区営・区民住宅の募集状況でございます。区営住宅と区営住宅直接受付合計ということで、平均倍率が四六・九倍となっております。区民住宅につきましては平均倍率が六・二倍でございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。
戸沼会長 よろしいですか。

それでは、きょうの議題に入りたいと思います。本日の都市マスタープランの審議については、都市マスの検討部会より基本構想 基本計画・都市マスタープラン骨子案」というのが

(案)として出されております。きょうはこの骨子案の(案)を審議していただいて、都市計画審議会としては(案)を取って骨子案とできればしたいと思っておりますので、よろしく願います。

まず、この骨子案について検討部会長の中川委員と事務局からこの間の経緯と概要について説明してください。

では、中川委員、以下お願いします。

中川委員 それでは、まず、私の方からこの骨子案(案)のまとめに至りました経緯について御説明申し上げます。

この案の(案)をまとめていくに際しまして基本構想審議会の卯月会長それから成富起草部会長といろいろと調整をしてまいりました。全体の構成をどのようにしていくのか。また、めざすまちの姿、そして基本目標などにつきまして部会の方で考えたり、また、この審議会でご意見をいただいたもの、そういうものと基本構想でどのように表現していくのかということについていろいろと調整をさせていただきました。

それらの調整につきましては十二月六日にこの部会、都市マスタープラン検討部会を開催いたしました。その折に本日、机上にございます資料は先ほど御説明がございましたように若干の字句の訂正等々がございしますが、この(案)を検討部会の方に出し、検討部会として御審議をしていただいたものでございます。

同時に基本構想審議会の審議が進んでございます。その基本構想審議会の議論等々とも調整させていただき、この中でいいますと二枚目の裏にございしますが、基本構想、基本計画と合体したような形で都市マスタープランについての内容を含めると

というような構成をとっております。

それらのことを踏まえて、基本部会としてこの審議会に御提出させていただいておりますのが、本日のこの資料一、一の骨子案の(案)というものでございます。この内容につきまして、本日御議論いただきまして、都市マスタープラン関係の部分、大きくは都市構造の問題であるとか、それから地区別まちづくり方針の問題であるとか、またこの審議会としてめざすまちの姿についていろいろと御議論をいただいたわけでございますが、それらも踏まえ(案)として御審議いただき、骨子案という形でまとめ、区民の方々にさらにこれを見ていただける段階にもっていきたい、このように思っておりますので、よろしく願います。

細かい内容、具体的な内容につきましては事務局から御説明をお願いしたいと思います。

よろしく願います。

戸沼会長 ありがとうございます。では、そのようお願いします。

橋口副参事 今までの都市計画審議会の議論、それから基本構想審議会の議論を受けまして、今、中川委員から御説明がありましたように、基本構想、基本計画・都市マスタープラン骨子案(案)、それがきょう出来上がりました。それについて、時間もありませんので簡単に御説明させていただきます。

まず、一ページをめくっていただきますと骨子案目次ということになっております。ここに基本計画・都市マスタープランの方の1と2と6という部分が網かけになってございます。この部分が都市計画審議会の所掌部分という形で、都市計画審議

会で今まで御議論をいただいた部分をまとめたものになってございます。きょうはその部分を中心に御議論をいただければと思っております。

次に二枚ほどめくっていただきまして、「基本構想」の一枚目です。「基本構想・基本計画・都市マスタープラン改定の背景」、「ここにつきましては方向性の変化や地方分権改革の進展、そういったものを受けて都市マスを見直しますよという改定の背景が書いてございます。

一番下の「を」を「ごらん」だけいただけますでしょうか。「これらの点を踏まえ、今後も区民が安心して心豊かに住み続けられる新宿区を実現していくため、基本構想を改定するとともに、新たに基本計画と都市マスタープランを総合化した計画を策定するものです」ということで、基本計画と都市マスタープランの総合化がここで位置づけられております。

次に二ページ、次のページをごらんいただけますでしょうか。ここでは基本構想の基本理念として三つの基本理念を挙げております。一つ目が「区民が主役の自治をつくります」。二つ目が「一人ひとりを人として大切に作る社会を築きます」。三つ目が「次の世代が夢と希望をもてる社会をめざします」。こういった三つの基本理念を位置づけております。

次のページ、三ページが「めざすまちの姿」です。これは基本構想審議会でも当審議会でも十分御議論をいただいたものですけれども、今、骨子案としては「『新宿力』で創造する、やさらぎとにぎわいのまち」、これが今の目標という形で位置づけられております。提案の考え方がその下の点線の枠の中できとめられております。

次のページ、四ページをごらんいただけますでしょうか。「まちづくりの基本目標」ということで、六つの目標が位置づけられております。これも都市計画審議会でも御議論をいただきまして、いろいろな御意見をいただいて、また部会同士の議論をして、最終的に骨子案としてはこういう形で決まったという形になっております。

基本目標 「安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち」、これが「だれもが質の高い安全で安心なくらしを実感できるまち」という形になっていたのですが、変わっております。また、中身的には防災が入ったり、そういった形でかなり変わっております。

次の、基本目標 も、「まちの記憶の再生」と初めは入っていたのですが、これもいろいろな御意見を受けまして、「まちの記憶を生かした美しい新宿を創造するまち」ということで、少し直っております。

次は七ページをごらんいただけますでしょうか。七ページが「区政運営の基本姿勢」ということで、区民起点の区政運営を行います。協働と参画を基本に、区民の知恵と力を活かす区政運営を行います。地域力を高める区政運営を行います。

次のページにいきまして、区民に成果が見える区政運営を行います。効率的・効果的な区政運営を行います。職員の力を活かす区政運営を行います。この六つの区政運営の基本姿勢が基本構想として出ております。

ここまでの部分が非常にコンパクトにまとまっておりますが、基本構想の骨子になっております。

その次のページから基本計画・都市マスタープランの骨子

案という形になっております。

この部分では、まず最初、めくっていただきますと同じように「めざすまちの姿」。「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」というのも当然出ておりまして、その次のページ、十ページには地区の将来像ということで、各地区協議会から意見書としてまとめていただいた地区の将来像を、地域の方のそれぞれの考え方として骨子案としては出させていただいております。

次のページからが具体的な当審議会で御議論をいただいた部分です。これは何回か御議論をいただいているのですが、まず「都市構造」の方では、「これからのまちづくり」ということでまちづくりの視点を七つ出しております。この中では七番目が少し変わっております、「区民、大学、NPO等と協働して進めるまちづくり」ということで、まちづくりの主体の一つに大学とか教育機関もあるだろうということ、その辺も入れさせていただいております。

次が(2)の「まちづくりの方向」です。ここが最初にお示しした「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」というのがあるのですが、この下、このめざすまちの姿を受けて、都市マスタープランにおいてはめざすまちを実現するため「まちづくりの方向として、暮らしとにぎわいの交流創造都市」を具体の都市像として描き、「多くの人を受け入れる懐が深く、人々が住み続けられ、日々の暮らしが安心して営まれる、質の高い成熟したまち」、「誰もが活躍でき、常に新しい出来事を発信し、世界に直結する文化や産業が生まれる、都市としての魅力をもったまち」を実現していく。

そのために暮らしとにぎわいが調和し、住む人や訪れる人々が心地よく感じることでできる快適で潤いのあるまちづくり、新宿を訪れる人々によって生み出される活力が住む人々の利益にも結びつくようなまちづくりを進めていくということで、区全体の大きなまちの将来像はあるのですが、それを受けた都市マスタープランとしてのもの、そういったものを今までまちづくりの理念と言っていました、それを具体の都市像ということ、この下に位置づけまして、よりわかりやすいような形、都市マスタープランではとっております。

それを受けた都市構造の考え方等は今まで御議論をいただいたものをまとめております。

十四ページをごらんいただきますでしょうか。その中で一点だけ、これは都市マスタープランの検討部会の中でもいろいろ御議論をいただいて、「心」と「軸」と「環」という構成は非常にいいのですが、その中で「環」の一番下に入っている「風のみち」、これについてより明確にした方がいいだろうということ、風のみち(みどりの回廊)ということ、図の方を見ていただくと非常によくわかるのですが、お手元に「都市マスタープラン骨子案(図面抜粋)」というA三版のものがあると思うのですが、それをごらんいただけますでしょうか。

そのところに「風のみち」というのが、ただこれだけだとちょっとわかりにくいということ、もう少しわかりやすくということを入れております。より詳細を見ていただくためには、この図面の六ページを見ていただきますと、後ほど「みどり・公園」のところでも御説明をしますが、そういった「風のみち」やそういったものが地区のそれぞれの緑のまちづくりとか

そういったものと合わせて構成されていくような、外側だけではなくて新宿区の中身をそういった緑が通るようなまちづくりを進めていこうということを図面としてもわかりやすく表示しております。それが都市構造の方に反映されてくるというイメージになっております。

A四版の方に戻っていただきまして、十五ページからがまちづくりの方針になっております。この辺からは修正点だけ簡単に説明させていただきます。

土地利用の方針では十六ページをあらんだけありますでしょうか。まちづくりの方針の骨子案ですが、スペースの問題もありまして、今回は表組みにまとめさせていただいております。基本的な考え方のある程度は書いておりますけれども、その残りを表組みにさせていただいて、コンパクトにまとめたという形になっております。

十六ページをあらんだけありますと、の「多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした業務商業系市街地の形成」、その表組みの中の「創造交流地区」、その下に「国際的な業務商業機能拠点」と「都心居住推進地区」という形で、前は「都心居住地区」と書いてあったのですが、それをよりわかりやすくということ、「都心居住推進地区」というふうに地区名を変えさせていただいております。内容的には職・遊・住が近接し、業務・商業施設と複合した利便性の高い集合住宅等の整備を誘導という形になっております。

次に十七ページをあらんください。都市交通整備の方針です。ここでは生活道路の中、の「人と環境に配慮した道路整備」の二つ目、「生活道路」の中で「地区内主要道路」と「主要区

画道路」の記述を少し変えさせていただいております。「地区内主要道路」については、前の「主要区画」の方と少し入れ替わっているような形で、「相互交通及び歩車道分離を原則とし、歩道のカラー化を図る等地域の環境に配慮した整備をしていきます」というのを入れております。

「主要区画」につきましては「ハンプや狭さく等の設置と一方通行などの交通規制と組み合わせた通過交通及び速度抑制」ということで、役割をわかりやすくするような形で書いております。

次が「防災まちづくりの方針」、十九ページになります。ここでは二十ページの「建築物・都市施設等の安全性の向上」の枠の最後のところ。「駅・駅前広場の整備」を追加しております。新宿は三百五十万人の乗降客を有する新宿駅と非常に昼間人口が多いということで、そういったものも駅や駅前広場の防災上のしつらえが必要だろうということで、新宿を訪れる人々の安全を確保するため、駅・駅前広場の避難施設としての充実というのを項目として追加させていただきました。

次が「みどり・公園整備の方針」です。ここでは二十二ページをあらんだけありますでしょうか。の「生活や活動の場にある身近なみどりの充実」。先ほど図面の方で説明させていただきましたように身近なオープンスペースを活用して身近なみどりをコミュニティガーデンという事で位置づけていきますよということを書いてあります。ただ、コミュニティガーデンですとか、地区の庭というのが言葉的に一般的にはなかなか御理解いただけないだろうということで、文言的には「生活や活動の場にある身近なみどりの充実」ということで位置づけさ

せていただいております。

図面的にも先ほど御説明したようにかなり強化したような形になっております。

次は「景観まちづくりの方針」です。二十三ページです。ここでは地区の個性を活かした景観誘導ということで、「眺めを活かす」というのが前回も御議論をいただいたわけですから、これについては文言的にはこの表組みの中に入れさせていただきます。ただ図面の表現はこれから十分検討していこうということで、今現在はまだ図面の表現的には省略をさせていただきます。

枠の外側の部分として七ページ、A三版のものの七ページ、「景観まちづくり方針図」があるのですが、それをごらんいただきたいのですが、外濠軸とかそういったところで、これは区外、ちょうど区の境になるのですが、真田濠、上智大学のグラウンドの部分です。そういった部分も昔からの外濠があったということで、外濠軸としては位置づけを区外まで延ばさせていただきます。次は、の賑わいと潤いのある景観形成の誘導のところですが、ここでは「賑わい交流景観創造エリア」の中の文言を見ていただきたいのですが、その三行目です。三行目の点の後から「新宿に特徴的な超高層の景観形成についてもガイドラインの検討」というのを項目として追加しております。

概ねそういった形で部門別の部分は住宅・住環境と人にやさしいまちづくりというのを前回御説明させていただいて、この部分については特に都市構造としては前回の部分では入らないというお話をさせていただいたのですが、今回、骨子案として

はここまで住宅・住環境や人にやさしいまちづくりも一緒に入れた方がわかりやすいだろうということで、今回はこの部分も骨子案として入れております。以上が都市構造等の説明になります。

次が地区別の部分です。地区別も簡単に御説明させていただきます。六十九ページをごらんいただけますでしょうか。ここでは地区構成ということで、新宿駅周辺を含めて十地区の地区の個性を活かしたきめ細かなまちづくりを進めるというのを位置づけさせていただきます。

次が四谷から始まりますが、各地区が今回はすべて二ページにまとめさせていただきました。図面等は最後にまとめて表示いたしました。この辺はスペースの関係です。

それから、ソフト部分です。ソフト施策については各地区の一番最後に囲みとして、これはむしろ基本計画等に位置づけるものですが、そういったものがまちづくりのソフト施策ということで、今回、骨子案の中では囲みとして位置づけをしております。基本的に全体をコンパクトにした。

それから、もう一つ大きな直しが、七十ページで見ていただきますと、「都市構造に基づくまちづくりの方針」ということで、「四谷駅周辺を『賑わい交流の心』と位置づけ、業務商業と都心居住が調和し、歴史的な文化・景観を保全しつつ賑わい交流機能を付加した、新しい魅力をもったまちに誘導していく」、そういった全体の都市構造との関連性を位置づける方針を各地区ごとに位置づけさせていただきました。その辺が大きな変更となっております。

次に、最後のところになりますが、百一ページをごらんいた

だけますでしょうか。また、基本構想に戻るわけですが、最後に「区民と専門家によるチエックのしくみ」ということで、これはまだ具体的なものがわかりませんが、そういったチエックの仕組みを創設していきたいというところが入っております。

それからもう一つ、少し前に戻りますが、六十四ページをこらんだだけますでしょうか。基本計画の中で、今、基本構想審議会で議論をしているものですが、リーディング・プロジェクトという考え方が出ております。今のところ位置づけとしては新基本計画において、区が目指す協働のまちづくりを先導するために実施するプロジェクト。内容的にリーディング・プロジェクトの目標は区が目指すまちづくり実現の観点から重要性が高く、かつ複数の分野にまたがる横断的な目標を設定するものだ。また、基本計画に位置づけられる基本政策の中から類似した複数の基本政策を束ねるものとして位置づけられること、三つのプロジェクトがリーディング・プロジェクトとして位置づけられております。「新宿型近隣力」再生プロジェクト。みんなで育む水辺と森の環形成プロジェクト、新しい価値を創造し発信するアートのまちづくりプロジェクト、こういった三つのプロジェクトがリーディング・プロジェクトとして位置づけられております。

以上が非常に簡単ですけども、基本構想・基本計画・都市マスタープラン骨子案の概要でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

戸沼会長 どうもありがとうございます。きょうの私どもの役目は骨子案というものをこの場所で、これでよろしいよ

ということにしてもらいたいということですよ。ですから、骨子案の案はそのまま残って、後で何回かほかのいるいるなところでもんで、最終的にはプランということになると思うのですが、きょうはこの（案）を取りたいということなので、どうぞよろしく願います。

今の説明に対して質問等がございましたら、どうぞ願います。

この段取りとしては、きょうが終わって、その後は部会の検討会がもう一度、あれは何日でしたか。

内藤都市計画主査 一月三十一日に。

戸沼会長 もう一遍ですね。そこで場合によってはもっと広げて議論することもあるか？

中川委員 おそらく御意見があつて、それを踏まえて部会としてさらにこの中身をどうするのかという。

戸沼会長 その後は、それでまとめたものをもう一遍審議会にかけるという手続きがあるんですね。

内藤都市計画主査 はい。

戸沼会長 きょうは骨子案というものをひとまず認めてほしいと。

かわの委員 これはひよっとするとこの会議のたびに言っているかもしれないのですが、今回も事前に配布されて骨子案に対して、きょう机上配布されたものの（案）というのは、もちろんそんなに大きく変わっているわけではないわけですが、基本構想の部分でかなり手が加えられているわけですね。これは誰に聞いた方がいいのか、事務局に聞いた方がいいのか、あるいは専門部会の方がいいのか、ひよっとすると基本構想の審議会に出

ていらっしやる委員に聞いた方がいいのか。基本構想はこれでもいいんですかというか、まだまだ議論が続くのではないか。続いているのではないかと思うのですが。

一方で各論の部分を、それはそれで都市マスタープランでつくらなければいけないのだからうけれども、どんどん進めていいものだろうかということ、その辺、基本構想の審議会がどのくらい進んでいるのか、議論が続いているのか、その辺はだれに聞いたら一番わかるのか。

橋口副参事 きょうの午後、基本構想審議会が一時半から開かれます。そこで同じように骨子案を御議論いただいて、骨子案の（案）をやはり取っていただくという形になっております。

今後の話もありましたが、十二月二十五日号の広報には骨子案がまとまりましたという広報をさせていただきたいと思っております。まとまったものにつきましては、ホームページ等にも公開させていただく。それから、印刷もしまして一階の区政情報センター、三階の企画政策課、都市計画課で区民の方にもこれについてはお配りさせていただきたいと思っております。

戸沼会長 そこでまた意見が入ったらフィードバックができるわけですね。

橋口副参事 そうですね。今後の進め方ですが、当然、いろいろな御意見があると思います。ですから、区民会議や地区協議会には原案をつくっていただきましたので、そういうところにも当然お返しをして御議論をいただくこうと思っております。説明の会を開いてほしいというところにつきましても伺いまして、各地区協議会で説明をしようと思っております。また、一般の区民の方については先ほどお話ししましたホームページ

やこういった冊子をお配りして意見をいただきたいと思っております。それが来年の一月十九日までに意見をいただきたい、それをもともう一回、区民意見で届いたものを事務局としてまとめまして御議論をいただければと思っております。

戸沼会長 骨組みの案ということで、基本構想の方はきょうの午後ということなので、また一議論があると思うんですが、その議論を待つてどうということとは私どもできないので、全部に係わるのですが、私どもの受け持ち範囲がわりあいはつきりしていると思うので、一つは全体に係わるのはキャッチフレーズみたいなものはこの間議論をしていて、あの辺がいいのではないかとということで部会等々でも議論が出た。

あと、全体の骨格に対する考え方、それから各地区計画の仕分けと、それから主なキャッチフレーズですね。地区計画については、それぞれ住民の人たちがいっぱい出してきた地区ごとの意見を集約して、上乘せをしているいろいろなことをまとめたということ、かなり情報量がコンパクトに入って一つの形になっているのではないかとというのが私の印象ですけれど、その辺について御意見があったら、あるいは御質問があったら。

基本構想の方は私もそこを踏み込んで、ここで議論をするといつても、せっかく基本構想審議会で一先懸命にやっておられるので、ある程度信用せざるを得ないというか、失礼な言い方ですが、ソフトな分野のいろいろな内容について議論をするということなので、それは午後の審議会に任せて、我々のエリアに関しては少なくともこれでいいよという議論になればと思うのですが、御質問等々がありましたら。

かわの委員 せっかくですから、基本構想の委員もいらっし

やるし、事務局はそういうふうと考えているかもしれないけれども、一番大事なところは基本構想からスタートするので、もちろん我々の部分のところは時間がまだありますから、そこで議論はするにしても、基本構想は我々が踏み込むことはできないわけで、その辺はもう少し本音のところの話が少しわかれば、我々もこれ以降議論していくのに参考になると思う。

戸沼会長　せつかくの御発言ですから、久保委員と沢田委員、おぐら委員に。簡単にといいのも変だけれど、そこだけ議論すると半日つぶれてしまうかもしれないので、大体のアウトライン、議論の様子などをお三人の方に。

では、レディファーストで沢田委員にお願いします。

沢田委員　ご指名ですので。基本構想審議会の方は、きょう机上配布されたその前の資料の段階で、十二月五日に議論を一度しています。そこで出た意見を反映して部会ですり合わせをしたのが、きょう机上配布された案だということですが。

実はこの間の基本構想審議会でも、例えば「めざすまちの姿」のところでは、『新宿力』で創造するやすらぎと賑わいのまち」とありますが、この「新宿力」とは何だということとで相当議論があつて、どちらかというところとわかっていくという意見が多かつたように思うんです。ですけども、今回見るとこれが直っていないというところは、多分、そういう意見が聞き入れられなまま、これが生きてしまっているのかなというふうに思っています。

そういうこととかいろいろあるんですけれども、いずれにしてもきょうの午前中、この都計審をやつて、午後、基本構想審議会をやつて、そうすると骨子案の（案）が取れて骨子案にな

るわけですね。それが今度、地区協議会と区民会議に返されて、それぞれの地区協議会とか区民会議のそれぞれの分科会が、どうも年内に二回ぐらいやられるような分科会もあるようですけれども、一月十二日までに見解を出してくれとなっているようです。そうすると、年末年始を挟んで三週間ぐらいしかないので、そこから出てきた意見を今度は答申に反映していくということになると思います。

私は基本構想の方でも都計審で出た意見、こういう意見が出ていたんですが、それはどうすり合わせをするのですかということとをたびたび言っているんですが、具体的な例でいうと両方にすごく共通する問題として、「持続可能な」という言葉を基本構想の方では使っていて、当然、基本構想審議会でもこれは一般的にはわかりにくいのではないかという意見も出ていましたし、都計審の場では事務局の案では違う言葉での提案が以前されていたと思います。それは結局、「持続可能な」ということで、そのまま通つてしまっています。だから、そのあたりで都計審が前提として議論されていたことが基本構想では反映されないまま、私が言ってもそのままスツと来てしてしまっているような感じもするので、そのところのすり合わせがどういうふうに行われたのか、ちょっと疑問があつたので、きょうはそれを部会長なりにお聞きしたいなと思つていたんです。

戸沼会長　それでは、せつかくだからおぐら委員も何か感觸というか、逆にいえばこっちはこっちでこうした方がいいのではないかという踏み込んだ意見もあれば、どうぞ。

おぐら委員　前回、こちらの方の都市計画審議会で十一月十五日に基本目標の検討ということで基本目標の文言を入れ換

えたり、ここにこんなものを入れたらどうだということ提案させていただいて、基本構想審議会の方でそれをまた練り直しいるような状況が今あります。

あと、大きな部分で例えば外国人をどういうふうにするかとか、教育問題をどこにどういうふうに入れるか。学校はどうあるべきかとか、その辺の大きなものと、今、沢田委員がおっしゃったように言葉の問題、この言葉は何を意味するのだ、その辺の議論が今されているような段階です。

基本構想審議会は非常に人数が多いもので、やりとりというよりも意見を言っただけで会長が聞いて、また次の人が言っただけで、それがどういふふうに集約されてくるのかというのがなかなか見えてこないという状況です。

一回その会があつて、次のときにどういふふうにフィードバックされるかということ、だから前回やったことがどうやってまとめて今回出てくるかというのは、きょうの午後の審議会です。それをこの都市マスタープランとどういふふうに絡ませていくのかということも、きょう多分少しずつ出てくると思うのですが、はっきり言っただけでこちらのほうがちょっと先に進んでいるかなという気はいたしております。

戸沼会長 だんだん向こうも追いついてくるからちょうどよくなるという感じですか。ちょっと僭越なことを言ってしまったけれど。

久保委員、何かご感触とか、こういうふうな感じでどうだというのがありましたら。

久保委員 前回までというか、今度の改正以前が多少違っても、都市マスタープランと基本構想が整合性が保たれていなく

ても存在できなかったのだけれど、今度は完全に保たれてないといけない形なんです。だから、基本構想と都市マスタープランのすり合わせというのは非常に難しいところに来ているのだけれど、時間がないんですよ。完全にすり合わせ、整合性を百パーセント保つというのは。そうなると、時間がないけれどもやらなければいけない以上、僕は両審議会の専門部会あるいは起草部会という、それから両方をつなぐ事務局、この四者に僕は期待して整合性をそこに委任するというか、それ以外に道はないなという感じがしています。基本構想審議会の基本の状況は沢田委員が最初に言われたとおりですから。

戸沼会長 久保委員が今言われたことというのは実務的にもやれることだし、一つのアイデアとして中川委員もお考えいただければと。

せっかくですから事務局のまとめ役の企画政策部長がおいでになつているので、何かコメントがありましたら。整合性という点に関して。

猿橋企画政策部長 きょうの午後、基本構想審議会の方でこちらと大体同様の骨子案の（案）、これを出させていただいて検討していただく形になろうと思えます。私どもの基本的な考え方ですが、基本構想の中に、大きな枠組みの中に基本計画とこちらで今御審議をいただいている都市マスタープランがあります。そういう考え方を持っておりますので、まず基本構想としての統一的なイメージはやはりこちらの都市計画審議会とも十分にすり合わせをした上で統一した見解を持っていきたいというのが私どもの考え方です。

その中で基本計画と都市マスタープランをどうすり合わせる

のかというのが実際的な実務的な検討すべき役割でして、今回、私もそこで狙っているのは都市マスタープランに予算の連動をどういうふうにつけるかという一つの大きな命題がございますので、それでどうやって計画として実質化していくかということを検討していきたいということです。そういう意味でいきますとこちらの都市マスタープランは結構範ちゅうに含めて、かなりターゲットの部分で明確でございますから、その辺の部分については十分に御議論をいただいた上で都市計画審議会の方へ反映していただければいいのではないかと考えております。

戸沼会長 どうもありがとうございます。そういうような状況ですので、今度の骨子案について関連の御質問があれば、どうぞ。

石川委員 議論を重ねてきて着地してきたと思います。今回のキーワード、これだけたくさんありますが、「新宿力」ということだと思えます。これを自信を持って出していかなければいけない。いいのかしらとか、何なのかしらというのではなく、それを出していく方が自信がないのではダメです。私はこれとはとてもいい言葉だと思えますので。

三ページに提案の考え方が書いてあります。これがダメですね。この提案の考え方でアンダーラインとかいろいろ書いてあります。ここができていない。最初に私たちが自治をつくりますということ、区民の熱い思いと行動力をここでは「新宿力」として表しましょう。そうなんだろうか。ちょっと上滑りしている。「新宿力」は私はそのようなものだととらえていなかった。

私はこの下の方に行を変えて新宿の特徴はと書いてありますが、私は本当の創造力というか、それは自治とか伝統とか、文化とか、そういう深いものがあって、それに先端的なもの加わることによって、この二つがやはり「新宿力」の本質だと思うんです。

新宿は新興住宅地ではないわけです。世界に誇る文化と伝統、それに先端性というのが加わって、これが「新宿力」だということをはっきりと書かなければいけない。

ですから、この提案の考え方が二つで書いてありますが、これはもっと練りに練って、絞って、言葉を選んで、そして上滑りではない、もっと深いところから出てきているのだということをもっとメッセージとして伝えていく必要があると思います。その文案は何かというのは、今ここで私は答えることはできませんが、少なくとも区民の熱い思いと行動力が「新宿力」と定義されましたら、私はこれに賛成することはちょっとできないです。

戸沼会長 「新宿力」は大いに問題のようですが、どうぞ。

久保委員 「新宿力」についての石川先生の意見に全く同感です。この考え方が出たところは、三つ目のパラグラフの「新宿の特徴は」以下だったはず。最初の提案の考え方は。それで、上の二つのパラグラフはとってつけたような形で、ところがそっちの方が先に二つ来てしまっています。前二段というのはどこでも同じなんですよ。「港区力」と言ったら、「神戸力」と言ったらいいんです。やはり中心は三番目なんです。これを中心に「新宿力」をきちっと明確にすべきだと僕も全く同感です。それだけ言わせてもらいます。

戸沼会長 だんだん「新宿力」がクローズアップされたので、今度、解説が非常に重要なんだということをごの間からやっと議論しかかっている。

どうぞ。ニューウエーブについての御意見。

野宮委員 「新宿力」に関係があるかわかりませんが、極めて幼稚な質問をさせていただきたいのですが、送っていた、きょうもそうですが冒頭から基本理念の一番先に「区民」という言葉が出てきますね。区政の主役は区民であるという、ここだという区民は何か言葉の解説があるかと思ってみたんですが発見できないんですが、今まで御説明があつたかもしれないけれども、例えば具体的に、狭い意味と広い意味とあるでしょう。はつきり言えば選挙権のある者に限るとか、居住期間とか納税とか。さもなければ極端にいうと旅行者、新宿駅の出入り、みんな対象にしていますね。

それから、土地建物の所有者、借家人の区別はどうなのか。そういう意味で区民とはどういう人たちをいつて主役とし、いろいろあるんだということをお考えになっているのか。その違いによつて読み方が変わってくると思うんです、全体像が。誰のことを言っているんだ。選挙民のことをいつているのか、旅行者をいつているのは、遊びに来ている人をいつているのか、外国人はどうか。説明がちょっとありましたね。外国人はどうするか。そのところをもう少し説明いただければありがたい。

もう一つ余計なことを言いますと、治安についていろいろ述べています。災害とか治安とか。その点、消防署や警察から来ていますが、その点はこういうふうに基本構想では、警視庁の警備の状態はどうであるとか、前回発言がありましたでしょう。

災害、大地震があれば何十万人がうちに帰れない実態をどうするか。火災が発生したらどうするか。都市計画では本筋の筋道、入り口だけだろうと思えますけれども、警視庁も消防庁も全体像の構想を立てていると思えます。そういうところの災害はもう関係がないのか、考えなくていいのか。例えば地下鉄でサリン事件、新しいことです。あのときはどうしたのか。新宿区や新宿消防署だけでは間に合いません。全都の問題です。

そういうところとのいわゆる新宿の基本構想、したがって都の基本構想、それから隣接区の構想はどうなっているのかを知らないで、ここだけ議論して新宿力というのは、私はいまひとつわかりにくいんです。そこまでやる必要がないといえはいいんですが。この辺、皆さんの御意見を聞かせていただきたい。

戸沼会長 区民の範囲をどう考えているのかということですが。

橋口副参事 区民の定義、確かに骨子案の中ではしていないわけですが、今までの考え方として議論しておりますのは、もちろん選挙権がある方が前提ですが、それプラス新宿区で働く方等も入ってくるだろうというのが当然入っております。

それから、外国人、外国籍の方、そういった方も新宿区の区民であるというのは議論の前提となつていてと考えております。それから、犯罪とか治安の問題ですが、それについては三十九ページをござらただけです。真ん中に細かくずっと入ってはいるのですがわかりにくいので、三十九ページにまちづくりの基本目標に基づく個別目標や基本施策がずっと一覧になっております。それを見ていただきまして、真ん中から

いに「個別目標4」と書いてある部分。「日常生活の安全・安心を高める」ということで、(1)として「犯罪の不安のないまちづくり」「交通事故などが無い安心なまちづくり」「消費者が安心して豊かにくらしを築くまちづくり」、そういったものを基本施策として位置づけております。

特に犯罪の部分について、(2)ありますが、「地域が主体となった安全対策の推進」「犯罪が発生しにくい環境づくりの推進」、そういったものが小さくて私もなかなか読めないんですが位置づけられております。

以上です。

戸沼会長 防災とか治安については区でやれることと、それから都が係わってくることと、国全体が本部をつくって対応するようなことと、その構造の中はイメージに入っているということですね。

どうぞ。

おぐら委員 今の区民ということですが、一ページの下からの四つ目に行政ではなくて、区民・地域団体・NPO・企業と並列して書いてあるということは、区民と別に考えるのか。この関係はどういうふうになるのか、今もう一度説明をお願いしたいのと、十一ページですね。(1)の区民・大学・NPO等と協働して進めるまちづくり。最初には区民の次に地域団体が入っていて、ここには地域団体が入っていない。また、企業はまちづくりにとっては大切な役割をするんですが、ここには並列されていない。その辺、どういうふうにかえるのか。

橋口副参事 確かに法人も人という意味では区民ではあるわけですが、一般的な個人、いわゆる自然人という意味での区民、

それから地域団体、NPO、企業等については法人等であるということと別途挙げたという形になっております。

実は一ページと十一ページ、少し書きぶりが違いますが、基本的には同じことを言っているというつもりです。その辺については今後調整を十分していきたいと考えております。

戸沼会長 どちらかという都市マスの場合には駅周辺とか商業地区や何かをいっぱい抱えているので、単に税金を納めておられる方々の区民プラス商売しておられる方とかを含めて、このまちづくりに参加するという、ここではわりに広くとらえているでしょう。特に「暮らしとにぎわい」の「にぎわい」の方は商人の方とかそういう人たちが非常にコントロールしているもので、その人たちがまちの実質をつくっているという面もある。それから、流動人口は非常に多いし、学生などといった。ですから、非常にコアの部分と広い部分を体系的に必ず記述するというぐらいのことはあってもいいのではないのでしょうか。どうでしょうか。

かわの委員 今のそのことと言えば、区民とはどういうふうに条例みたいに、そういうことは必要ないと思うけれど、住み、働き、学び、集う人みたいな、そういうものを区民というんだというところが何かどこかに一つ入るといいのではないかと思うんですが、それで全部網羅するのではないですか。

住むということでは外国人も含めてあれだし、働き、学び、それから集うという、そういうものがあると。それが区民のイメージみたいな形に。

戸沼会長 中川部会長にその辺も整理していただいて。その辺はどうですか、中川委員。

中川委員 部会でも区民の範囲というのは、例えば生活している区民もそうだし、企業で働いている人も区民だし、それからこういうお役所といいますか、行政で働いている人も区民なんだというような範囲内で、区民というものに関しては考えるということですので、先ほどの住んで、働いて、学んで、集うというような人々は一般的な言葉としての区民なんだということ、これは合意できるものだと思います。

戸沼会長 基本構想でそういうのは皆さん議論すると思うので、その辺で整然とやってもらうといいですね。きょうはこちらに企画部長もおられるので、こちらからの申し送り、午後の議論に入れてもらおう。

かわの委員 これは基本構想の方の係わりだと思います。

戸沼会長 殊に「新宿力」の解説というのは今始まったぐらいで、何となく気に入るよ。今使わないと渋谷力も出てくるし、いろいろな力が出てくるので、ここでスパッとやる。そのかわりに確かに解説をもう少しきちんとやることを注文しておきたいね。

石川さんが言われたように場所の力というのはある。そこに歴史が重なっているという、歴史文化が重なっているという、そういうDNAがしっかり認識されて、その上にこれをつくっていく人たちの力が、文化だったら学校もあればいろいろなものがある。商人であれば、この辺でつくった商人の一代の立志伝、つくった物語もある。住む人が子どもを育てる、そういうサポートもあるしという、もうちょっとわかりやすく、これも部会長を含めて、ここところは非常に大切だと思いますので、久保委員も同様の御意見だと思います。皆さんもそうだと思います。

ます。初めて出たのでね。あまり矮小化しないで書いていききたい。

久保委員 僕はこういうところに「新宿力」という言葉を使うのがいいかどうかという大きな基本構想での議論があったけれども、会長はやはりこれを使いたいという非常に会長の情熱が強かったですね。僕はそれはわかるんです。新しい切り口なんですよ。絶対にほかにないんです、「新宿力」とか「渋谷力」「神戸力」などという言葉を使うのは初めてでしょう。それだけにいいものを検討していただきたいという思いだけはあります。それで使っていたら結構だと僕は思います。

沢田委員 これはある意味、新宿のキャッチフレーズみたいな形になると思うので、これから区民会議とか地区協議会に戻していくので、そこから出た意見を聞きながら練っていったらいいと思います。この「めざすまちの姿」という一つのキャッチフレーズについては、ただ、十一ページのところで「めざすまちの姿」というのは両方に共通したものと出ているわけですが、これを実現するために都市マスではまちづくりの方向として「暮らしとにぎわいの交流創造都市」というのを具体的に都市像として描き」となっているんですが、同じような感じというか、基本的なキャッチフレーズ的なところでは本来共通した一つの言葉でいい気がするのですが、あえてここで具体的に都市像というものでまた別のちよつと違う言葉を出さなければならぬというものが、どういうことでわざわざ具体的に都市像というのを出したのかとちよつと思っただけです。

「暮らしとにぎわい」というのは確かにこれまで繰り返し言葉としては出ているのですが、「交流創造都市」というのもな

んかなあという感じがしているんです。

戸沼会長 ダブっているという感じですか。

沢田委員 都市マスは都市マスで「都市像」と出す。これはハード面のことなのでしょう。どういう意味合いで出しているのでしょうか。

橋口副参事 「暮らしとにぎわいの交流創造都市」というのを今までも何度か都市計画審議会で御議論をさせていただきました。これが新宿区の都市構造を具体的に表現するようなものになっていると考えています。

十二ページからの都市構造が具体的に、として新宿区に蓄積されてきた多様性を活かしていく。それから、としてまちの記憶を活かし、次世代に引き継いでいく。として地区の個性を活かし、区民が誇りと愛着を持てる新宿区をつくっていくという形で暮らしであり、にぎわいであり、それが交流していて新しいものが生まれてくる。そういった考え方を具体的に表したものだと思っております。

それをより明確にするために、『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」というのはソフト部分を含めた新宿区全体のものですけれども、それを地図で表現する、図で表現するとしたら、こういった形になるのかなということでは、ブルーくダウンしたものとしてみたいものを位置づけたらどうかという形になっております。以上です。

戸沼会長 近藤委員が先ほどから手を挙げておられるので、どうぞ。

近藤委員 先ほどから相当出たことですが、私も今度のこれを拝見して一番印象的であればいいと思うのは、やはりこのス

ローガンの『新宿力』で創造する」というこれ。この「新宿力」というのが残ったのはすごくうれしく思っています。

今、そちらでもお話が出ましたけれど、区民とか住んでいる住民とか何とかそういう範囲を考えるのもいいかもしれないけれども、もちろんそれもそうですが、「新宿力」というので新宿の持つ力、文化の力とか、歴史の積み重ねからつくり出された文化の力という、新宿の持つ固有の文化の力みたいな、エネルギーみたいなものも含まれると思うんです。これからこういうふうに会議をしてつくり出すものだけではなくて、すべてのものを新宿の持つ魅力とか可能性とか、そういうのを象徴的に表し、そういう力を結集する、そういう力をすべて結集したのが「新宿力」みたいな、そういう面もあると思うんです。

だから、下の解説によると「新宿力」という言葉が持つ無限の可能性というか、創造性、それを見た人がその言葉から駆り立てられる想像力がすごく広がる言葉というのはすごくいい言葉ですよ。

この解説だと「新宿力」のある一部分、この会議の出席者というか、会議の範囲内で考えた程度の解説しかされていないのですごく不十分。だから、いつその解説がない方が見る人が自由に想像できていいのではないかと思うぐらいです。

戸沼会長 下手な解説はない方がいいですか。

大体感触はわかりました。ほかはどうでしょうか。

基本構想の部会長とよく議論をして練らなければいけないと思うので、下手な解説はない方がいいという御意見もあります。どうぞ。

千歳委員 この基本構想と都市計画審議会の関係で言葉の問

題がいろいろ議論されているわけですが、これは非常に大切なことで、書かないというような御意見もあるようですが、そういった言葉の一つにまちづくりという言葉がたくさん出てきます。先ほどからもチラチラ出ておりますが、四ページの「まちづくり基本目標」の「まちづくり」という言葉と十一ページの「これからのまちづくり」、十五ページの「まちづくりの方針」、これは四ページを頂点といたしますか、そこからまちづくりという概念があつて、その部分、部分ということできちつと整合してこういう形で書いていると理解するのか。それとも、その中の例えば十一ページのまちづくりというのは四ページのまちづくりと全体の流れと整合性はあつても、中身は若干ニュアンスが違つて考えた方がいいのか。読んでいるとスラスラと通つてしまふので、問題がないといえれば問題ないんですが、疑問が起きた場合、ここはこういうことなんだという説明ができるようにしておくことが必要ではないかという気がします。

以前、こういった議論がありまして、四ページでいつているまちづくりはやや抽象的なというか、広範囲な概念で、これは「まちづくり」という平仮名で書く。十一ページの「これからのまちづくり」というところはハード面にある程度集中した考え方で、「街づくり」を当てるのがいいんだという議論もありました。それは一つの例ですが。その辺のところはどういうふうになっているのかお答えをいただければと思います。

橋口副参事 私の職名もまちづくり計画担当副参事ということで平仮名ですが、実はまちづくりというのは都市整備、都市計画の部分ではまちづくりという言葉を使ってきたのですが、今度は区の基本構想の全体の中でもまちづくりというのを使っ

たということ、概念が広がったんです。それでわかりにくくなっているのかもしれないと考えております。

実は、基本構想審議会の事務局と話し合っている中でも、まちづくりというのは全部なんですかという話をしていたんです。区としては全体をまちづくりということをやっているんです。その辺は今後、整合を今、千歳委員が言われたような「街づくり」ですとか、あと「都市」という言葉を使う「まちづくり」というやり方もあります。そういったものも含めて検討していきたいと思ひます。

千歳委員 そこで細かい定義がどうこうと言っていると、まとまりがつかなくなる恐れもありますので、まちづくりならまちづくり、平仮名でいいと思うのですが、その概念のここはこうだということがどこかでしっかりしていればいいのかという、そういう気もするんです。その辺も含めて御検討をいただければと思います。

戸沼会長 ほかにございましたら、どうぞ。

岡川委員 「新宿力」の話に戻らせていただきたいのですが、私が思っている概念は区民が三十万ですが、新宿に一日に訪れる方は三百三十万、三百四十万、要するに新宿の力は三百七十万ぐらいの力であり、その人たちが働き、にぎわい、集まっているわけですから、まさしくその三百七十万が「新宿力」だと表していいと思ひます。

「まち」という言葉は三十万を指している部分はかなりあります、この中に。三十万の地域とかそういうの。ですから、両方を調和した形で「新宿力」をもっと、それは新宿にとつての貴重な財産であり、魅力であるわけです。そういったものをも

う少し強調できれば「新宿力」は理解しやすいのではないかと思います。

戸沼会長 記述なりプロポーシオンみたいなもののイメージを数字でおっしゃいましたが、またそういう考えもあります。

ほかにどうぞ。

丸田委員 全体としてよくまとめられて大変だったと思います。ちよつと気になるのが来週二十日にバリアフリー新法が施行されます。この中で出てきますのは新宿駅と高田馬場が重点整備地区というふうに指定されたと書いてあるんですが、新法が施行されますと、駅から例えばいろいろな区の出張所があるとか、また図書館があるとか、区営住宅があるとか、いろいろな公共建築物をぐるっと回すようなのがきめ細かく今後検討せざるを得なくなってくるわけです。バリアフリー新法に準拠した基本構想づくりというのが区に任されることになりますから、それを念頭に置いて書かないといけない。

そういつた目で見ると地区別のまちづくりについてもよく書いてあるけれども、その辺もうちよつと突っ込んでバリアフリーを大きく扱わないと時代に遅れてしまうと思うわけです。

メディアの方もあまり書かないですが、来週に迫ったことで、PRの方、国が足りないんですね。私は国土交通省のガイドラインづくりに参画していて、種々事情でちよつと遅れていると言いつれど二十日には施行しますとはつきり言っていますから、その辺よろしくお願いしたいと思います。

戸沼会長 ありがとうございます。それも御注意として、ほかに何か。

どうぞ。

泉委員 先ほど三百四十万もの人が新宿を訪れているというお話がございました。そういう人々に対する案内所であるとか、それから例えば文学碑であるとか、新宿の歴史という話もあるんですが、そういうもののご案内が非常にわかりにくいということを感じます。

新宿というものがそういう位置づけでやっていきたいということがあるのでしたら、訪れる人を大切にするのはやはりわかりやすいといけませんですから、そういう案内であるとか、それから例えば文学碑の例では、私の友人でそういうことにすごく興味を持っている人がいるんですが、車道側を向いていると言つんです。私は具体的にわからないんですが、それは誰をターゲットにしているのだろうという話を聞いたりして疑問を感じます。

それから、障害者の方、車椅子の利用者というのは私も設計をするとき、そんな人口がすごくあるのかと思いましたが、最近ずいぶん道で見かけるようになりました。ただ、一個一個の建物の中では、それをかなり重要視しているのですが、移動の手段がまだ非常に悪いです。そういう問題点を非常に感じます。ですから、計画に伴って具体案を充実していくということも一生懸命に考えていかなければならないと思います。

戸沼会長 どうぞ。

橋口副参事 きょうお配りした骨子案の二十七ページになりますが、先ほど丸田委員の御指摘もありましたが、「人にやさしいまちづくりの方針」というものを今回、骨子案の中に一つの項目として位置づけました。その中でバリアフリー新法の内容は内容的には入っていないのですが、内容的には誰もが自

由に行動できる都市空間づくりということで公共施設等の整備、人にやさしくわかりやすい道づくりというのを入れております。特に、今御指摘のありました公共サイン等につきましては、わかりやすい公共サインの整備促進ですとか、あと地区の歴史や文化、まちの記憶などを説明した案内板の整備ということで位置づけをしております。

また、地区別のまちづくり方針でもそういったところが入っております。

以上です。

金山委員 先ほど、あちらの先生のお名前、大変失礼ですがわかりませんが、反論的なことになるかもわかりませんが、今までにおいてこの三百名からの区民会議に出席していらつしやる方たちの力、それを先ほど「新宿力」というところでそれだけではないかというようなお話をいただいたのですが、それがこれからの一番大切な力となって新宿を盛り上げていくのではないかなと。私も区民会議に出させていたでいておりまして、皆さんの切磋琢磨している様子を見ております。そういう力の重大さというものを表現したい。一番表現していただきたいと区民委員として私は思います。

それを「そればかりではないんだよ」と言われるようなことと言われてしまうということは、区民会議に出ている人たちまた協議会に出ている人たちの熱い熱というものをもう少し区会議員の先生方、皆様方に感じていただきたいとは思いました。大変反論的な意見で申し訳ないのですが、本当に皆さん、一生懸命やってくださっていると思います。

戸沼会長 大変失礼しましたが、私が申し上げたのは区民会

議に参加した人たちの熱意について過少評価するということは全然ございませんで、逆にその人たちにまた私たちの議論をフールドバックして、さらに練っていただきたいということで、今度の都市マスタープランのつくり方の基本は区民参加で非常に大勢の方が参加したという評価は非常に高くなければいけない。

金山委員 今までにないことですね。

戸沼会長 それは結構だと思います。それと同時にこちらの先生方もそのことは十分わかりながら議論をしたということで、私が申し上げたのは区民というのは税金を納めた人たちだけが区民ではなくて、商業者とかそういうのもっと大きな力があるのではないかということをお願いしたので、今言われたこととちよつと意味が違うんですけれど、もしそういうふうにおとりになったらちよつと。

金山委員 その力というものには、三百名というふうに区切ってしまうことはいけなかもわかりませんが、本当に皆さんが区民の本当の、常に会議なり議論なりしている人たちでない方たちの力の結集というものもすごいものだとは感じていますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

戸沼会長 ほかにどうぞ。

いいですか。骨子ですから、枝葉の部分のところは細かく詰めてなくてもいいと思うんです。例えば解説のところ、殊に「新宿力」の解説のところなどは非常に大切なので、やや白紙っぽく感じにしておいて、これを骨子として認めるという筋書きになると思うんです。前回文言まで含めていいよというのは言えないと思いますので。

どうぞ。

沢田委員 さっきの「新宿力」という言葉の問題、理念的な問題はこれからの区民会議の皆さんにも投げかけるわけだから、そこでもさらにまた議論をしてもらって挙げてもらおうわけだから、これは案ですよという言い方でいいと思うのですが、ただ細かい具体的な中身のところで、先ほどのバリアフリーの問題ではないですが、これは足りないのではないかとするのは、ここで補強しておかないと区民の皆さんにお示ししたときに都計審としても責任を持った案でないといけないのではないかと。

戸沼会長 きょう出た議論の中で入れるようにして、それも含んで骨子案と。それも修正できるものであれば、どこかに項目として入れておけばいいんで。

沢田委員 そういう意味での意見が幾つかあるんですが、よろしいでしょうか。

例えば防災の問題で十九ページ、二十ページあたりに記述があります。今まで防災の拠点とか避難施設というところの持っている公共施設を中心に考えていたと思うんですけども、こういうところでもあらゆる公共的な資源というか、それは企業の持ち物であっても、民間企業の持っているものであっても、そういうものを活用していけるような、そういう方向性をここでも示しておいた方がいいのではないかとということが一つ防災のところでは感じました。

それから、住宅の問題ではこの間から申し上げているように、きょう資料も出しましたが、全体としてストックが十分かといえばそうではないということのきょうの資料、証明のようなものだったと思うので、そこはストックの維持だけではなくて、充

実をしていくという方向を打ち出してもらいたいと思います。

二十八ページに地球温暖化対策の推進ということで出ているのですが、ここは記述が少ないんですね。たった一行だけですが、ヒートアイランド対策のモデル地域ということで、去年、都市再生本部の方で出したものでも、東京では新宿地域ということでモデル地域に指定されていたりもしているわけです。その一環ということなのでしょうか、新宿御苑の緑からの空気、冷たい空気が外に流れていって温暖化を抑えているということもあると思うんですが、そういうことももう少し補強した方がいいのではないかと思います。

それと、多分地区別のまちづくりのところに入る一番最初のところですが、この図面の資料のところ各地区ごとに分けている。それで、出張所単位を中心としながら、今回十地区に分けましたというのがありますね。そこで、どうしても新宿駅周辺というのは角筈の出張所エリアと新宿駅周辺の出張所のエリアを合体させているので、角筈だけがないような雰囲気に見えてしまうと、角筈の皆さんに申し訳ないのではないかと。角筈の地域は地域としてきちんと出張所のエリアがあつて、それと新宿駅周辺と一緒に今回つくっていくということ、見た目でもはっきりわかるようにしないと、いろいろと地域からの意見が出てしまうのではないかといいことを心配しましたので、ここは記述をもう少し工夫してもらいたいと思います。

とりあえず以上です。
戸沼会長 ほかにこういうようなのを入れておくべきかどうかは。

石川委員 二十二ページと図面の六ページを見ていただきました

いんですが、公園とか緑に関してはとてもきめ細かく練って、本当によく考えたと思います。この間、環というのが外側ばかりで中が空っぽですねということ、今回、みんな中にきちんときめ細かく入れていただいたものですから、例えば二十二ページのところは「生活や活動の場にある身近なみどりの環」というふうに入れていただけると、六ページにある小さな環の意味がきちつと出ると思うんです。

凡例を見ますと、この身近なみどりのこの凡例がないのでぜひそれを、コミュニティガーデンという言葉がまだこなれていないというのであれば、それは区民会議に投げかけていただきたいんですが、凡例をぜひ生活や活動の場にある身近なみどりの環、要するにこれも環なんですよというふうにしていただくと、計画書の十四ページですけれども、環というのを見ますと、外周にあるみどりというふうにご自分で言うてあるわけですが、それとそれから身近な地域のみどりの環、この両方ですよということ、本当によくなる。それが私のお願いといいますが、意見です。

戸沼会長 ほかにどうぞ。

千歳委員 全体的に見てマスタープランと基本構想を合体するということ非常に珍しい試みで、そういう意味では非常によくできていると思います。

基本的にはそういうことですが、質問になるんですが、これは骨子案ですからいいんですが、どこかの時点で用語解説というのもつくわけですね。前もたしかありましたよね。用語解説を先に出してしまつて、それも一緒に見ていただいた方が御理解を得やすいのかどうか、その辺のところは検討していただき

たい。用語解説を出していただきたいということ。

それからもうひとつ、ルール化ということが地区別計画の方では何か所か出てきているわけですが、これが例えば二十一ページとか二十五ページあたりには出てきていないのですが、これはやはり難しいのでしょうか。こういうところで明確に方針として書くにしても、ルール化というのは難しいからこの辺にはやめておこうということなのかどうか。その辺のところはわからないんですが、その辺も検討していただいて、もしルール化というのが書けるのであつたら、ルール化ということを確認しておいた方が好ましいのではないかなと思いますので、御検討をいただけたらと思います。

それから、住宅のところにいる書いてありますが、快適性とかがそういうのが私の読み方が悪いのか、快適な住環境という表現がよく見えてこないのですが、それも何か書き加えられるのなら、どこかに入れておく必要があるのではないか。こんなふうに感じました。

かわの委員 十五ページのまちづくり方針の土地利用の基本的な考え方ですが、ここではとりわけ地区計画ということがいぶんきちつと書いてありますので、それはそれでいいんですが、けれども、土地利用の誘導となつてくると、新宿というのはいわゆる低層住居というのか、十メートルまでしか建てられないところと一〇〇%の都庁のようなところもある。そういうところが書いてあるのはいいんですが、僕は例えば用途地域といつていいのかわかるとは思いますが、そういうところで言えば、そこを動かさないというのは変だと思えますが、現在の用途地域を基本としながら地区計画みたいなものを作っていくという、そう

いうものがないと全体的にどんどん都市化というのか、環境が変わっていくのではないかと思うだけに、特にこの五行目のところの「市街地の形成に向け」の次あたりに、例えば現在の用途地域といいますか、用途地域を基本としつつみたいな、そういう中でまちづくりの土地利用を図っていくということが入らないと、どんどん開発をさらに促進するというふうな地区計画ができればどんどん進んでいっていいのかという感じに受け取れるので、基本的なところはしつかりそこに入れておく必要があるのではないかと思えます。検討してみてください。

戸沼会長 ひとまずいろいろな御意見をいただきましょうかとよしま委員。

とよしま委員 読ませていただきまして、検討部会の皆さんには真剣にまとめていただいたということで感謝したいと思えます。

先ほど、いろいろ議論がありました「新宿力」については、これは絶対に入れて、新宿のみんなの気持ちの込められた言葉としてこれから活かしていく大事な言葉として、キーワードとしてぜひともさらにみんなで盛り上げていきたい。前回もそういう話をしましたが、今回もこういう形で提案に出されて、大変喜んでおります。

先ほどからお話がありましたように、わかりやすい言葉で、本当に考えなければならぬような言葉でなくて、もう少し理解できるようなやさしい言葉、わかりやすい言葉で提案をまとめていただければありがたいな、こういう思いがいたします。

あと、特に「風のみち」ということが先ほどから言われていました。私どものイメージがテレビ等を見ていますと、東京

湾から汐留を経由してあの風のみちというイメージがあるものだから、あのイメージで見ていると、この間も説明がありましたようにちよつと違うのだなということ、だから新宿パージョンの「風のみち」なんだろうと思うので、私たちはそういうイメージがあるものですから、やろつとする新しい志向がそのイメージと違って新宿パージョンはこういうものだよというところがもうちよつとわかれば、そうか、そういう視点で新たな切り口としてこの中に入ってきているんだなということが理解できると思うのですが、イメージがダブってしまうものですから、その辺は整理していただければありがたい。

戸沼会長 とよしまさん、それから沢田さんも言われたように確かに大きい話、地球環境とか、それから東京全体、だけど新宿で具体的にそれとつながって、しかしそれらしい動きをしているという表現のやさしい解説も入れたそういうことというのは、確かに必要かもしれませぬね。

ほかに御注文がありましたら。

とよしま委員 5に「基本計画に示す協働リーディング・プロジェクト」、これを読んでいて一体これは何なんだろう。このことについては説明が今まで一回もなかったかな。具体的にどういふふうにしてとらえて、この部分はどのようなのだらうかと御説明いただければありがたい。

橋口副参事 骨子案の六十四ページから基本計画に示す協働リーディング・プロジェクトという形になっております。これにつきましては、先ほど簡単に御説明させていただきましたが、基本構想審議会の議論の中でやはり協働で今度つくってきたということ、行政の縦割りにこだわらず、政策横断的なシ

ンボルプロジェクトというのができないだろうかという議論があつて、今現在、三つの、「新宿型近隣力」再生プロジェクト、みんなで育む水辺と森の環形成プロジェクト、新しい価値を創造し発信するアートのまちづくりプロジェクトというのが提示されているわけです。

ただ、これについては具体的に基本構想審議会の方でこれから御議論をいただくような形かなというところで、あまり具体的な中身が現在明らかになっていないものではないと考えます。

今の考え方は具体的に六十六ページ、六十七ページ、六十八ページを見ていただきますと出ておりました、特に都市計画審議会と関連する部分としては、六十七ページのプロジェクトにみんなで育む水辺と森の環形成プロジェクトというのがあって考えております。

都市マスタープラン、今現在、御検討いただいている中で水辺とみどりの環、そういったものをつくっていくということと議論をいただいていますので、それを具体化する施策がこういったものとしてあり得るかなということでございます。

以上です。
とよしま委員 そうしますと、これは具体的に都市マスタープランの中に位置づけられるんですか。

橋口副参事 これは都市マスタープランとは違ひまして、あくまでも基本計画の中での施策ですね。そういったものの一つとしてシンボリックなプロジェクトとして出てくるのかな。これから内容的にも出てくるのかなと思っております。

おぐら委員 とよしま委員から出た「風のみち」についてです

が、この補足ということでも今度括弧して「みどりの回廊」ということで出て、最初の説明でよくわからなかったんですが、ここに「みどり」が入って、わかりやすくなった面もあるんですが、反対に結びつかない。「風のみち」のところに「みどり」をまた持ってきたという、その辺がわかりづらいところがあるというのと、細かいところで申し訳ないんですが、四谷一丁目から四丁目まで今、歩道の舗装のやり直しをしています。ちょうど「風のみち」に当たるんですが、そこで今、街路樹は残そうということなので、植込みは全部なくしたんです。緑を少なくしようということではなくて、いろいろな問題で緑が少なくなってしまうんですが、それとこれがまた矛盾してくるのかなと。そこに緑を増やそうと今度言いながら、今の時点では結果的には減ったような状況に見えているというのを私はちょっと感じてはいるんですが。

戸沼会長 かなり具体的な場面の問題で。

おぐら委員 具体的に申し訳ないんですが。

橋口副参事 確かに「風のみち」についてはいろいろな議論がありまして、都市マスの検討部会の中でもそういった御議論をいただきました。それで、「みどりの回廊」ということで、風が街路樹を抜けていく、そういったイメージを出していった方がいいのではないかとということで今回補足をさせていただいたわけです。

新宿通りですとか、明治通りですとかはこれからのまちづくりの中でのということになると思いますけれども、例えば新宿通りでは具体的なモジュール化の検討ですとか、そういったのもこれからしていきたいと思っておりますので、そういった中で道路

だけでなくて、近隣のビルの壁面の緑化ですとか、そういったものも含めた風が通るような工夫というのが考えられればと思っております。

また、明治通りの方については十三号線が出来上がったあとに今後は道路の整備というのが入ってきます。明治通りの整備が。そういったものについては東京都にこれから要請をして、新宿としても「風のみち（みどりの回廊）」ということと位置づけているということで、より重点化をお願いできればと思っております。

野宮委員 別のことを教えてほしいんですが、「新宿力」の言葉の内容の問題ですが、先ほど来の議論で幾らかわかってきました。私は現実に建築紛争の委員をやっています。歴史は内藤新宿以来三百年ぐらいあって、立派な本が出ています。何万円もするような歴史の本が出ています。長年、何代も前から新宿区内におられた区民の方が代が代わって、これをお売りになって新しいよその区民あるいはよその県の人が入ってきて建築をする。区民ではないですよ。よその区民や他県から新しい人が来て、古い新宿区民の持っている土地建物を買い取って、大きなマンションを建てるんです。隣がクリーニング屋さんで、日陰で営業ができなくなりました。

そうなる、この「新宿力」というのは私は何だろうかな。他の区民の方は新宿区民でなければ、それは言えないでしょう。ところが、古い人は新宿力だということを言えると思うんですが、その場合はどういふふうにして具体的な行政の段階でしたらよろしいのか。もう少し「新宿力」の概念が明確にあった方が紛争の予防になると思いました。

戸沼会長 もう一つ話題がありますので、できればきょうは骨子案ということにしたいと思っています。ただ、一つの話の中心は「新宿力」をめぐる、ハートの部分になるのでこれについては、殊に解説の部分ももう一遍見直すということと、それから枝葉の部分のご注文をいろいろ承りましたので、それも含めて修正をするということで、中川部会長にその辺のとりまとめをお願いすることにしたいと思います。ひとまず骨子案ということにさせていただきます。よろしいですか。

野宮委員 はい。

中川委員 「新宿力」のところにつきましては卯月会長ともいろいろと調整をとらなければいけないと思っております。

それから、きょう特に御議論がありませんでしたが、都市マスのところに入って、地区の将来像ということと十地区のそれぞれ一つの目標があるわけです。これがそれぞれの地域が持っている力であるし、歴史がそれぞれその背景にあるわけですから、単一のことだけでは言えない。そういうさまざまな十のものが総合していくのが「新宿力」なんだということがありますので、そこら辺も踏まえて調整させていただきます。

戸沼会長 そういうことで、骨子案ということにさせていただきます。よろしいと思えます。また議論をする場が何回かありますので、よろしいでしょうか。

「はい」と呼ぶ者あり

戸沼会長 では、次の議事について、私はちょっと中座しなければいけませんので、中川さんをお願いしたいと思います。この取扱いについて事務局から説明があるようですので。

橋口副参事 骨子案ですが、区へ御提出していただいて、先

ほども御説明しましたが、地区協議会、区民会議にもう一回返しまして、それで意見をいただくという形になっております。地区協議会や区民会議からは一月十二日までに御意見をいただくわけですが、一般の区民からも含めまして一月十九日までに御意見をいただきたいと思っております。

それを事務局で整理いたしましたして、次回、検討部会という形で今現在予定しておりますが、一月三十一日、そこで御議論をいただきたいと思っております。その議論をもとに二月七日に都市計画審議会を開催させていただいて、それで答申案を固めて、二月十七日に答申という予定として進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

日程第二

報告案件一 東京都市計画公園の変更について

~~~~~

中川委員 議事進行を交代させていただきます。戸沼会長の方、東京都の方の一つの会議、どうしてもそちらの方にも出なければいけないということがございまして、報告案件が二件ほどございますけれども、この報告案件につきましては議事進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、お約束している時間、十二時ぐらいまでということでございますが、できるだけスムーズに御審議いただいで、さほど遅れないような形で進めていければと存じております。

それでは、日程第二の報告案件の一件でございますが、東京都市計画公園の変更についてということで、事務局からお願いいたします。

内藤都市計画主査 事務局です。案件の朗読をさせていただきます。

日程第二 報告案件 東京都市計画公園の変更についてでございます。藤牧都市計画課長より御報告させていただきます。

なお、パワーポイントで説明させていただきます。

藤牧都市計画課長 都市計画課長の藤牧でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから報告案件について御説明いたします。これにつきましては、原案という形でございまして、これから都市計画の手続きに入っていきますということでございます。そういうことで、きょうこれを御審議いただくということではなくて、今後、こういう手続きに入っていきますということについての御説明というふうに御理解いただきたいと思います。

まず、新宿区の都市計画公園、緑地ですが、現在、四十三か所、百二十四・三二ヘクタールが都市計画決定されているものでございます。平成十七年四月一日現在では四十三か所、約百五・三六ヘクタールが供用されているという現状でございます。今、予定しております都市計画公園の変更でございますが、一つが都市計画公園の名称、位置、区域、面積の変更でございます。まして、もう一つがそれに係わる都市計画公園の廃止でございます。一つ目は新宿二・二・二十五号、宮田橋公園の名称を改め、位置、区域、面積を変更いたします。宮田橋公園は高田馬場三丁目の神田川沿いにある街区公園でございます。宮田橋公園はこの後申し上げます戸塚町公園の一部とすでに都市計画河川区域として計画決定して、現在、未供用でございますけれども、河川管理通路を合わせて神田川河川公園と名称を変更いた

します。変更後の面積は〇・三六ヘクタールとなるものでございます。

二つ目といたしましては、新宿第十七号戸塚町公園を一部廃止させていただきまして、一部を先ほど申し上げたとおり神田川河川公園の一部に編入するというものでございます。戸塚町公園は高田馬場二丁目にございます街区公園でございます。

スクリーンの計画図をごらんいただきたいと存じます。お手元にも資料を配ってございますが、後ほど御確認いただきたいと思いますが、宮田橋公園というのが左側のこれでございます。それから、戸塚町公園というのはこちらでございます。

将来、河川管理通路として整備される区域がこれでございます。まず戸塚町公園の一部を廃止いたしましたして、その一部と宮田橋公園と河川管理通路でつなげまして、神田川河川公園というふうにするというものでございます。

まず、この変更の理由でございますけれども、新宿区、東京都におきましては区内の主要な環境軸であります神田川の水環境の向上を図るために新宿区では平成十四年に神田川河川公園構想、東京都におきましては平成十六年に神田川再生構想を作成しています。その中で今申し上げました戸塚町公園の周辺や宮田橋公園の親水化をうたっているところでございます。

二点目に、平成六年に新宿区が策定した公園再整備方針の中で、特に公園につきましては点から線、線から面へということで、既存の空間の活用、それから公園空間の兼用化、複合化の方針を一つ挙げてございます。今回の変更は現在、分離している二つの公園を一連の親水公園と位置づけて、点から線、線から面へという、公園の系列化を実現するというものでございま

す。

三点目でございますが、現在、御審議をいただいております都市マスタープランのもととなってございます新宿区まちづくりランドデザインのおきまして、神田川河川の親水化を進め、水と緑のネットワークづくりの取組みを行うていくとされておりまして。今回の計画地は区内の神田川のほぼ中央にあることから、戸塚町公園の一部を廃止後、敷地の一部に環境学習機能を持つ「(仮称)神田川ふれあいセンター」を併設いたしました「(仮称)戸塚地域センター」を設置し、親水拠点としてまいるものでございます。

スクリーンをごらんください。都市計画の概要を時系列として並べたものでございます。一番上の図が現在の状況でございます。神田川沿いに宮田橋公園と戸塚町公園が東西に分かれて存在してございます。計画変更後は今の戸塚町公園の一部と将来整備される河川管理通路、宮田橋公園を併せて都市計画公園、神田川河川公園となります。また、戸塚町公園の一部は都市計画公園ではなくなり、「(仮称)戸塚地域センター」が建設される予定でございます。

次に現在、東京都建設局河川部が実施しております神田川の河川改修工事についてでございます。現在は神高橋の上流、それから西武鉄道の高架の工事が進められており、清水川橋までが事業認可、事業決定をしているというところで現在工事が進められているところでございます。

公園の現在の状況でございますが、宮田橋公園につきましては昭和五十一年十月七日に都市計画決定し、五十二年に地域の方々の御要望を取り入れる形で公園として開園してございます。

公園面積は〇・一五ヘクタールでございます。

次に戸塚町公園でございますが、これは昭和三十二年十二月二十一日に都市計画決定を受けてございます。これは東京都が実施いたしました高田馬場駅東側地区の区画整理事業の中で生み出された公園でございます。昭和四十七年に開園いたしました。都市計画公園面積としては〇・〇七ヘクタールとなっております。ございますが、供用面積は〇・〇六ヘクタールでございます。

平成十一年から現在に至るまで、先ほど申し上げました東京都が施行しております神田川整備事業の作業ヤードとして全面的に仮囲いで使用されております。写真で見ると休園しているという状況でございます。

また、休園前の使われ方でございますけれども、周辺が商業地域ということもあり、児童の利用はほとんど見られない状況です。また、ホームレスも多く、放置自転車も多数見受けられ、あまり使い勝手のよい公園というような状況ではありませんでした。特に西側には西武鉄道の高い擁壁がございまして、圧迫感、閉塞感があるところでございます。

戸塚町公園の都市計画変更につきましては、まず一部を廃止し、都市計画公園計画面積〇・〇七ヘクタールのうち、〇・〇二ヘクタールを神田川河川公園とします。残り〇・〇五ヘクタールを「(仮称)戸塚地域センター」の建設用地といたします。

「(仮称)戸塚地域センター」の中には神田川について学ぶことができる「(仮称)神田川ふれあいセンター」を併設し、親水拠点としてまいります。こちらでは神田川の生き物やパネルの展示を行ったり、神田川ファンクラブなどの活動拠点として活用していきたいと考えております。

ごらんのこれ、イメージ図でございます。地域センターには屋上の庭園化を図るほか、壁面緑化、接道部緑化と組み合わせることでもどりやオープンスペース、公園としての緑の機能を極力継承していくという方針でございます。

最後に今後の予定についてでございますが、本日十二月十四日にこの都市計画審議会に御報告をさせていただいております。それに先立つ十一月二十九日に住民説明会を開催いたしました。お手元の資料二 三にその際にいただいた御意見や御質問、回答をまとめてございますので、後ほど御高覧いただきたいと思います。

説明会当日でございますけれども、新宿リサイクル活動センターで開催いたしました。四十九名の御出席をいただき、延べ六名の方々から御意見、御質問をいただきました。なお、反対の御意見は一方のみということでございます。

この後、東京都知事への協議、合意を得まして二週間の公告・縦覧を行い、三月にこちらの都市計画審議会に正式に付議をいたしたいと思っております。

なお、お手元に資料二 二といたしまして都市計画公園の誘致距離図、これは公園から何メートル以内に利用圏域があるということでございますが、その誘致距離図をお手元に差し上げてございます。

以上で都市計画公園の変更についての説明とさせていただきます。

中川委員 ありがとうございます。ただいまの説明に対して御質問、御意見等をお願いします。

石川委員 申しわけございません。事情があるので、意見を

述べさせていただきまして、退室させていただきます。

今、御説明があつたわけでございますが、確かに現状の戸塚町公園、いろいろ問題がある、利用であるというお話でございました。ここは都市計画審議会でございますので、この戸塚町公園が今お話がありましたように昭和三十二年の土地区画整理事業で生み出された。つまり大変な苦勞をして公園を土地区画整理事業という手法で生み出したわけです。それは都市計画としてきちんと担保されてきたわけでございますが、それを廃止するという理由、これが極めて大事、何故それを廃止しなければいけないかということですね。

先ほど目的というのがございました。神田川の親水公園、それは結構だと思えます。あそこに書いてある目的はすべて私は望ましいと思えます。それを実現するためにはここを廃止せずに、むしろこのまま戸塚町公園をきちんと担保して、宮田橋公園と結んで、河川管理用の通路を河川公園にして、それが最もあそこに掲げられた目的にふさわしいあり方だと思えます。

それは土地区画整理事業で昔の方が苦勞して生み出されてきたストックを後世の私たちがみだりに改編をして損なうということではなくて、先ほどの「新宿力」と同じです。昔の人も「新宿力」があつた。昔の人が「新宿力」でつくつたものを私たちは継承していかなければいけないわけです。そういう考え方が大変申し訳ないんですが、この中に明確に述べられておりません。目的もすべてよろしいかと思えますが、なぜ戸塚町公園を親水公園にするのでしたら、あんな小さな、たかだか六百平米しかないと、川沿いに百平米の階段をつくつたとしても、質問にもありましたけれども水が出たときが大変で

す。六百平米ぐらいきちつと河川公園、河川沿いの親水公園として私は確保してほしいと思えます。

屋上に緑をつくつたとしても、それはほかでもできることで、ほかならぬここは神田川に隣接するところですから、屋上に緑をつくつていただいたとしても、大変申し訳ないんですが、この趣旨には沿うものだと思いません。

昭和三十二年に都市公園法が制定された理由というのは、公園というのは非常に便利なところですね。空いていますから、ですから、公共施設が足りないということだと、どんななくなってきたわけです。それに歯止めをかけなければならぬということ、都市公園法ができたわけでございますので、その法律の趣旨というものをもう一度よくお考えいただいて、なぜここがこんな狭いところ、しかも土地区画整理事業できちつと生み出されてきた、かつての「新宿力」で生み出されてきた公園が今廃止されなければならないのか。その理由をこの原案の理由書の中にきちんと書いていただいて、私は今後はみだりに公共施設をつくるために都市計画公園を廃止するということはやるべきではないという、そういったコメントは必要だと思えます。

地域の方が現状を見て賛成なさるのはもしかしたら当然かもしれません。今はひどい。それから、地域センターがほしい。でも、私は先ほどからの話でとても大事なものは、今の視点と、それから昔の「新宿力」の視点、それから将来の「新宿力」の視点、それは総合的に考えなければいけないわけで、今だけで考えては私は本当に道を間違ふと思えますし、この神田川が新宿の中の非常に大事な水とみどりの環の堂々たるプロムナード

になるためには、こういったことが今後繰り返して起きていくということに関しては、やはりきちつと歯止めをかけて、今回のことは仕方がないのかもしれない。でも、問題とそれから理由ですね。それから、こういった形にせざるを得なかったという、そのところをきちつと都市計画審議会の中で議論をして、後の教訓にとどめていくべきだと思います。

以上、すみません。

中川委員 ありがとうございます。

お願いします。

久保委員 実は問題の取り上げの点は全く石川先生と同じです。資料二 三のたった一人の反対意見のところは二点の理由で反対すると書いてあって、その二点目ですが、二点目は一体化という名前はよいが、結局のところ六百平米の公園を五百平米の八コモノに使うからである。だから反対。これについて回答できちつと答えていない。僕は長いこと議員をやっているし、環境建設に身を置いているからよくわかるし、区の立場もよくわかる。だけど、このやり方は僕は認められない。きちつと答えていないんです。この意見に。先ほどの説明も一人反対意見がありましたで止まっている。

僕は区政の正しいあり方として、区が戸塚出張所を必要としていることはよくわかる。だけど、こういう区民の真摯な反対意見に一つも答えようとしなない、こういう区のあり方に僕はものすごく疑問を感じるんです。この点だけは率直に答えて、区民に理解してもらうべきです。そういうことは言っておきたい。

中川委員 ありがとうございます。

何かございますか。

藤牧都市計画課長 ただいまの説明会の際の御意見ですが、確かに文言上は正直なところ、先ほど石川先生からも御指摘があったように真の理由と、真の理由という言い方は変ですけれども、事情があるということである意味やむを得ない選択をせざるを得なかったというような点があるということについては、今後審議の中でいろいろと明らかにしていきたいと存じております。

このときの質問は、反対するんだけれども、反対意見はどこで言えばいいのか、そういう趣旨の御質問だったんです。それだったものですから、このようなお答えをさせていただいたという次第でございます。

当然、また公告・縦覧のときには意見書が出てまいりますので、そのときには私どもの方も真摯にお答えしていきたいと思っております。

中川委員 いかがでしょうか。

本日は御意見を伺って、それで今後もいろいろと意見が出てくる。それをもとに三月の都計審のときに区の決定ということで、ここで決定をさせていただいて進めるといふ議案でございます。

この内容につきましては、まだ幾つかあるかと思しますので、事務局の方にも。

かわの委員 この計画だとこれを廃止してというのか、こういうふうな黄色いところはなくなるのはわりと早い時期ですよ。トータルとして完成するのはいつごろになりますか。見通しはありますか。

中川委員 どうぞ。

藤牧都市計画課長 これにつきましては、まだ具体的な年次が決まっております。と、これは、現在、河川改修の工事を行っております部分で清水川橋までが工事中ということで、それが平成二十二年までということになってございます。清水川橋以降の宮田橋に至るまでの河川改修工事は事業化がまだ決まっておりますが、区といたしましては東京都に對しまして早期事業化を働きかけていきたいと考えているところでございます。

中川委員 はい。

かわの委員 こういう提案をするからには、区民にもあるいは近隣の人も極端に言えば二十年後なのか十年後なのか、その辺はある程度しつかり完成予定みたいなものも含めて示してあげるのが必要なのではないかと思うので、今ここでいつだと言つてもあれかもしれないけれども、東京都とそこは詰めて、せめて何年後ということ、あるいは何年ごろでもいいですけれども、そこは示していく必要があるのではないかなと思います。中川委員 清水川橋までは平成二十二年ということがあるけれども、それから先の少なくとも見通しがどういうふうになるのか。そのことが出てこないとならば計画決定をしても、その状態で三十年、四十年ずっとそのままではなかなか大変ではないかということ、それについてはぜひ調べていただければと思います。

藤牧都市計画課長 はい。

中川委員 いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

「はい」と呼ぶ者あり」

中川委員 ありがとうございます。

では、この報告案件の一番目につきましては終了させていただきます。

～～～

#### 日程第二

報告案件二 新宿六丁目西北地区のまちづくりについて

～～～

中川委員 では、次の報告案件に移ります。事務局から案件の朗読をお願いいたします。

内藤都市計画主査 日程第二 報告案件二 新宿六丁目西北地区のまちづくりについてを報告させていただきます。先ほどと同じにパワーポイントで御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

折戸地区計画課長 地区計画課長の折戸です。それでは新宿六丁目西北地区のまちづくりについて御報告いたします。

きょう時間がございませんので、これを全部報告するには一時間ぐらいかかってしまいますので、内容の細かいところにつきましては次回の審議会でご報告させていただきます。きょうはこの制度が非常に複雑にできておりまして、これまでの一般的な地区計画制度とは、そういうものも使うのですが、かなりバリエーションがございますので、制度の内容を主に説明いたしまして、内容につきまして次回の都市計画審議会でも再度御説明していきたいと思っております。

お手元にお配りした資料三の表の方に概要で、まちづくりの内容は裏の方に示してございます。それから、制度の概要といたしましても東京都が作成いたしましたパンフレットがございます。

ます。お手元にお配りしています「街区再編まちづくり制度」東京のしゃれた街並みづくり推進条例」というパンフレットがございますので、後でそちらも御参照していただきたいと思  
います。

それでは、パワーポイントを使いましてこの間の概略を御説明していききたいと思います。

きょうの説明の趣旨でございますが、この地区でのまちづくりが地元と区の方で合意いたしましたので、合意の内容の細かいことについては次回御説明いたしますが、今回、まちづくりの地元と区の話がまとまりましたので、こうしたことを今後区として東京都の方に手続きを進めていただきたいというこの第一回目の御報告ということです。詳しい内容につきましては次回説明いたします。

それでは、概略を説明させていただきますので、よろしくお願いたいたします。まず、新宿六丁目西北地区まちづくりについて本日の報告でございますが、まちづくりの会、地元の地権者や住民の代表の方と町会の代表の方でまちづくりの会をつくりまして、この地区をどういうふうにしていくかということを検討してきました。

平成十八年十月二十一日にまちづくりの会と合意いたしましたので、これから手続きを推進していききたいという趣旨でございます。

まちづくりの目的、場所ですが、そこに模型も置いてございます。後で終わったときに模型を見ていただきたいのですが、主に東新宿駅の直近の東南側でございます。縦に走る通りは明治通りでございます。それから、横に走るのは職安通りです。

下の方は文化センター通りでございます。そこに新宿文化センターがございます。そこは日本テレビ、ゴルフガーデンがあったところですが、現在は都市機構が拠点敷地と書いてあるところを所有しておりまして、全体では七ヘクタールありますが、都市機構の所有地は約四ヘクタールということになっておりまして、この地区でまちづくりを住民と一緒にやっていくという趣旨でございます。

上位計画といたしましては、国の方では都市再生の緊急整備地域の一番東ですが、それに指定されています。地域の一番東側に当たる部分でございます。

東京都の計画では「新しい東京の都市づくりビジョン」の中に位置づけられているということでございます。

それから、新宿区の都市マスタープラン、今、委員の方々に御審議していますが、以前の平成八年につくりましたマスタープランでは賑わいでありますとか、交流でありますとか、書いてありますが、今現在も御審議中でございますので、そうしたことも配慮しながらまちづくりの計画をつくってきたということでございます。

これまでの経過ですが、平成十一年九月に都市再生機構が用地を取得いたしました。それから、埋蔵文化財の発掘調査などをいたしました。十六年三月には日本テレビから都市機構に土地が引き渡しされております。

平成十七年以降から新宿区、都市再生機構と共催でまちづくりに取り組んできましたが、本格的には赤で書いてあります、先ほど申しました地元とまちづくりの会をつくりまして、十三回にわたって話し合いを行ったり、アンケートや勉強会も重ね



てまいりました。

本年の十一月と十二月に周辺の方々に対する説明会も行ってきたとございます。

今回ですが、地域の意見の収集と目標度の設定を行って、まちづくりの方針をつくったということは今御報告しているところでありまして、まちづくりの具体的な方針につきましては次回御報告することでございます。

この間、まちづくりの会でフリーディスカッションでありまして、アンケートでありますとか、勉強会などを通しましてまちづくりに関して勉強してまいりました。多くの意見が出てきたところでございます。こうしたものにつきましては、まちづくりニュースに載せまして、地域の皆様にお配りをし、地域にフィードバックしながら進めてきたということでございます。

そうした中で地域の意見ということでは、賑わい、防災・防犯、緑地広場、このA三の中で見ていただくとわかるのですが、そういうふうに進んでまいりました。

今回、街区再編まちづくり制度という制度を使って街並み再生地区の指定や街並み再生方針と、まずまちづくりの将来像を東京都の条例で決めまして、あとは具体的な都市計画としては都市機構や都市機構が売却した先の地権者が再開発等促進区を定める地区計画制度を活用して事業者提案を行ってくるという趣旨で話が進んでということでありまして、一遍に進むのではなくて、まずは大きなまちづくりの方針を条例で決めまして、その後、都市計画の手続きに則りまして、順次まちが更新されていくという趣旨でございます。

具体的には、これからそういうような形になっていくということでございます。この制度を活用しながらつくっていくかなければいけないということですが、先ほども申しましたとおり、街区再編まちづくり制度はかなり複雑な仕組みにできています。普通の地区計画とは違うのは、まずこの制度によりましてステップというのがあるんですが、まず地区の指定や街並み再生方針の策定ということで、この街並み再生方針の策定に当たるものにつきまして区と地元で合意してきたので、東京都の条例によってこの地区の指定をしていただくということでございます。

その地区の指定が行われますと都市機構でありますとか、新しく都市機構が売却した先の事業者がまちづくりの提案をして、そのときに都市計画として決定していきますので、そのときに都市計画審議会にお諮りをして、東京都の都市計画の案件としてこの審議会にかかるという趣旨でございます。

そういうことでございます。きょうにつきましては時間もございませんので、概略そのように今後進めさせていただくということ、このまちづくりの内容がどういうふうに決まったのかについては次回御説明していくというふうに思っております。よろしくお願いたします。

中川委員 ありがとうございます。いかがでしょうか。ただいまの説明に御質問、御意見はございますか。次回にきょうすべてが報告されておりませんので、その点も含めて御報告をいただいて、そのときに再度議論をしていただく。それからまた、きょう配っていただいております資料もお目通しいただいて、そのときまでよろしくお願いたします。

また、街区再編まちづくり、ただいま折戸課長からもございましたが、一つの新しい制度ということで、これまでも適用の事例がございます。そういった意味では今後の東京のまちをつくっていく一つの手法として、この街区再編まちづくりというのが提案されて制度化されてございますので、この点につきましても具体的に進めるにはどうあればいいのかといったことも含めて御意見をいただければと思っております。

それでよろしいでしょうか。

「はい」と呼ぶ者あり」

中川委員 それでは、本日の日程は以上でございますが、ほかに事務局からお願います。

内藤都市計画主査 連絡事項を報告させていただきます。まず、本日の議事録でございますが、個人情報に当たる部分を除きホームページで公開してまいりたいと考えております。

次に次回の予定でございますが、先ほど説明がございましたように来年二月七日（水曜日）午後二時より開催したいと存じます。

なお、都市マスタープラン検討部会の各委員の皆様におかれましては、本審議会に先立ちまして来年一月三十一日（水曜日）午後三時より検討部会の開催を予定しております。

場所はいずれもこの会場六階第二委員会室となっております。開催案内は改めてお送りいたしますので、よろしくお願います。

以上です。

沢田委員 先ほど質問したのにお答えがなかったので一点だけお聞きしたいのですが、都市マスの方では「持続可能な」とい

う言葉をもっとわかりやすい形で表現されて提案されていた。だけれども、結果的に骨子案ではそうではない、以前の言葉のままになっている。そのところのすり合わせがどういうふうにされてきたかがわからないので。

中川委員 部会としても基本構想の方に対して持続可能なというのは少し上位概念であろうということで、全体の大枠のところでは議論するのはいいけれども、目標のところを設定するのはどうだろうかということでお話をして、都市マスタープランとしての一つの考えを示しております。

その点については、基本構想の方で御議論をいただいで、より適切なものにしていくということで、現在、おそらくその議論も一緒にされていると私自身は思っております。

事務局、よろしく。

橋口副参事 今の御指摘ですが、先ほど御説明しなかったのですが、本日お配りした資料のページ、改定の背景をあらわにいただきますと「持続可能」についても少し説明するような形で入っております。下から二つ目のアンダーラインのところです。「さらに、これからは次代を担う子どもたちにかかり引き継いでいくことができる、持続可能なまちづくりが求められています」ということで、「持続可能」についてきちんとわかりやすく説明するような形でここで記載をいたしております。よろしくお願いたします。

中川委員 そういう意味では、全体のところでは一つ入っている。先ほどの御質問はおそらく個別のところはまだ「持続可能」が入っているけれども、それはどうだろうかということだと思います。きょうの午後、よろしくお願いたしましたという

ところもございません。

議事録の公開につきましてはよろしいでしょうか。

「はい」と呼ぶ者あり」

中川委員 それでは、本日の審議会につきましては、これで閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後十二時二十分閉会

第一三〇回 新宿区都市計画審議会会議録

平成十八年十二月十四日

会 長 戸 沼 幸 市

署 名 喜 多 崇 介